

給水装置工事に係る念書等様式

1. 給水量不足 (水栓数) : 水量不足が懸念されるとき (φ13mm7 栓以上、φ20mm11 栓以上、φ25mm16 栓以上、φ30mm31 栓以上、φ40mm 以上は機種選定のため計画一日使用水量提出)
2. 給水量不足 (連合線) : 連合線で水量不足が懸念されるとき (現在は水理計算マイナスでは許可しないためほとんど使用していない)
3. メータ手前の管理 : メータの設置位置が道路境界線等から 2 m を超えるとき、または改造工事でメータの手前の配管を布設替えできないとき (30 年以上経過した管等)
4. 施行事前調整済 : 寄付採納済給水管から分岐するとき
5. 受水槽非設置 : 飲食店等受水槽を設けなければならないが設置しないとき
6. 浄水器等設置 : 浄水器、活水器等を取付けるとき
7. 分岐非撤去 (撤去工事) : 撤去工事において分岐箇所撤去できないとき (権利廃止の場合)
8. 分岐非撤去 (給水工事) : 改造工事において分岐箇所撤去できないとき (権利存続の場合)
9. 民地内非撤去 : 既設民地管の撤去ができないとき
10. 既設民地布設管使用 : 改造工事で既設民地布設管をそのまま使用するとき
11. 分譲地内連合線 : その他工事で私道 (位置指定道路等) に管を布設するとき
12. 一栓工事 (1 栓出し) : 1 栓だけの申請のとき
13. 止水栓工事 (止水栓出し) : その他工事以外で止水栓までしか出さない工事のとき
14. 既設自家水管使用 : 井戸水の既設管を使用するとき
15. 寄付採納願 : 公道に縦断で管を布設するとき
16. 私設メータ設置 : 子メータを設置するとき
17. 構造物下布設 : 構造物の下を通過するとき
18. 民地布設 : 民地に管を布設するとき
19. 土地使用同意書 : 民地に管を布設する場合で同意書を提出した方がよい場合 (トラブルになりそうな場合等)
20. 個人占用 : 個人名で道路占用を申請するとき (道路法面に布設の場合)
21. 廃止届 : 撤去工事の際必ず添付する
22. 代理人届 : 申込者の住所が佐久水道の給水区域外るとき
22. 総代人届 : アパート等の所有者又は経営者がそこに居住しないとき

水道情報システムの書式

必ず B5 判で印刷してください。

《給水量不足》

(水栓数)

念 書

令和 年 月 日

(宛先) 佐久水道企業団企業長

お客様番号

申請者 住 所

氏 名

㊟

(署名・捺印)

この度、給水工事を申し込むにあたり、水栓数が企業団の基準にあるメータ口径と給水栓数を超えてしまいます。この場合、水栓を同時に使用した時に、水量不足等をきたす恐れがありますが、企業団には一切苦情・異議申し立てをしません。

なお、水量不足等で水使用に支障が生じた場合は、私の費用で改善することを約束致します。

また、この給水装置の使用者又は所有者を変更する場合についても、私が責任を持って本条件を継承させます。

《給水量不足》
(連合線)

念 書

令和 年 月 日

(宛先) 佐久水道企業団企業長

お客様番号

申請者 住 所

氏 名

㊞

(署名・捺印)

この度、給水工事を申し込むにあたり、企業団による配水区域変更やその他の理由によっては、現時点においても企業長が指定し使用するメータの使用流量基準以下になり、水量不足等をきたす恐れがありますが、企業団には一切苦情・異議申し立てをしません。

なお、連合線使用者又は所有者より苦情がでた場合は、私の費用で受水槽を設置するか、管路の増径工事を行うなどして改善することを約束致します。

また、この給水装置の使用者又は所有者を変更する場合についても、私が責任を持って本条件を継承させます。

念 書

令和 年 月 日

(宛先) 佐久水道企業団企業長

お客様番号

申請者 住 所

氏 名

Ⓜ

(署名・捺印)

規定位置に設置できない理由.....

この度、給水工事を申し込むにあたり、給水装置工事施行指針により、本来は配水管または他の給水管からの分岐部分に最も近い敷地内で、道路境界線等から2.0m以内に水道メータを設置するべきですが上記の理由により設置できません。

そのため、分岐部からメータまでの距離が長くなりますが、漏水や不具合が生じた場合、当方で速やかに対処すると共に、企業団には一切苦情・異議申し立てをしません。

また、この給水装置の使用者又は所有者を変更する場合についても、私が責任を持って本条件を継承させます。

念 書

(宛先) 佐久水道企業団企業長

この度、給水工事を申し込むにあたり、分岐元給水管の当初布設者等の関係者と、全ての事前協議を完了し、工事施行上支障のないよう調整済みです。

今後、この工事に起因する苦情、事故等が発生した場合、私共で速やかに対処すると共に、企業団には一切苦情・異議申し立てをしません。

また、この給水装置の使用者又は所有者を変更する場合についても、私共が責任を持って本条件を継承させます。

令和 年 月 日

(申請者)

お客様番号.....

住所.....

氏名.....
(署名・捺印)

(給水装置工事事業者)

事業者名

印

主任技術者

氏名.....
印

給水管の取り扱いについて

寄付採納について

	佐久水道へ寄付採納	寄付採納しない
道路占用申請	佐久水道名義でします	個人名でします。占用料の徴収ありえます
維持管理	佐久水道で行います	修繕費用等は個人負担です
起因する物的・人的事故が発生した場合の補償	佐久水道で行います	個人負担です
水 量	新規分岐者に増口径工事等をしてもらい、必要水量は確保します	増口径工事等を行わず、管の能力以上の分岐をした場合不足します
※条件 寄付採納を受付けることのできる給水管とは、公道下に道路管理者の指示（許可条件）通りに布設された部分のみです。民地内部分については個人の管理です。 移管の時期は道路管理者の占用工事検査合格後です。		

分岐同意について

寄付されていない給水管については、必ず必要です。

寄付採納されている給水管であっても、社会通念上当初布設者へ分岐する旨の挨拶を施主様（業者では不足）にしてもらってください。過去に挨拶がなかったことにより近所付き合いに支障を来したり、工事時に妨害行為が発生した事例があります。

施主様によく説明してください、逆の立場で考えれば当然だと思います。

《（施行事前調整済） 念書提出》

誓 約 書

この度、給水工事を申し込むにあたり、給水装置工事施行指針により、受水槽の設置について指導を受けましたが、現状では設置出来かねますので、承認して下さい。

なお、今後において、不可抗力及び水道工事並びにメータ交換、その他緊急やむを得ない事由により給水制限、停止、又は断減水されることについて、営業中の有無にかかわらず一切の異議の申立てをしないことを誓約するとともに、不都合が生じた場合は、私の責において受水槽の設置を致します。

また、この給水装置の使用者又は所有者を変更する場合についても、私が責任を持って本条件を継承させます。

受水槽を設置出来ない事由.....

(宛先) 佐久水道企業団企業長

令和 年 月 日

(申請者)

お客様番号.....

住所.....

氏名..... ㊟

(署名・捺印)

(使用者)

住所.....

氏名..... ㊟

(署名・捺印)

誓約書

令和 年 月 日

(宛先) 佐久水道企業団企業長

お客様番号
申請者 住所

氏名 ⑩
(署名・捺印)

この度、給水管直結部分に、浄水器（又は活水器等）を設置するにあたり、下記の内容を承諾したうえで、給水装置工事を申し込むことを誓約します。

記

- ① 企業団の水質責任範囲は浄水器等の上流までとし、これより下流側は申請者の責任で管理します。
- ② 水道水中の残留塩素を水道法施行規則に定める基準値以下の濃度に除去するおそれがあるため、水が長時間滞留された場合など適切に排水等を行い家庭内給水管の中で、細菌等の汚染を受けることが無いよう使用上の注意について、周知徹底いたします。
- ③ 浄水器等は、(公社)日本水道協会認証品等給水装置の認証品とし、メーカーの仕様、説明書等に基づき掃除、点検整備等を行います。
- ④ 浄水器等を通じた水が、逆流しないよう指定の逆流防止器を設置します。
- ⑤ 集合住宅の場合又は別に使用者がいる場合は、水道の使用者、居住者に対し浄水器等取扱い上の注意点・説明を周知します。
- ⑥ 浄水器等に起因して水圧低下・出水不良等の問題が生じた場合は、申請者が責任を持って解決します。
- ⑦ 配水管布設工事及び不慮の事故に伴う断水工事等の際、赤水、濁り水等が発生し、浄水器等に不具合が生じても、企業団には一切の補償の請求・苦情等は申しません。
- ⑧ 給水装置の所有者又は使用者を変更する場合は、申請者が責任をもって本誓約書の内容を継承させます。

器具名

型式番号.....

製造者名.....

※なお、認証を受けていることがわかる製品カタログ等を添付します。

《分岐非撤去》
(撤去工事)

念 書

令和 年 月 日

(宛先) 佐久水道企業団企業長

お客様番号

申請者 住 所

氏 名

印

(署名・捺印)

この度、撤去工事を申し込むにあたり、給水装置工事施行指針により、分岐箇所から撤去するよう指導を受けましたが、現状では撤去出来かねますが、今後3年以内に当該箇所に新規加入する事により、この給水装置を使用することを約束致しますので、申請箇所での止水方法で承認してください。

なお、この給水装置の維持管理については、私の責において対処し企業団には一切苦情・異議申し立てをしません。

また、この給水装置の使用者又は所有者を変更する場合についても、私が責任を持って本条件を継承させます。

《分岐非撤去》
(給水工事)

念 書

令和 年 月 日

(宛先) 佐久水道企業団企業長

お客様番号

申請者 住 所

氏 名

印

(署名・捺印)

この度、給水工事を申し込むにあたり、給水装置工事施行指針により、分岐箇所から撤去するよう指導を受けましたが、私の都合により現状では撤去出来かねますので、申請箇所での止水方法で承認してください。

なお、この給水装置の維持管理については、私の責において対処し企業団には一切苦情・異議申し立てをしません。

また、この給水装置の使用者又は所有者を変更する場合についても、私が責任を持って本条件を継承させます。

念 書

令和 年 月 日

(宛先) 佐久水道企業団企業長

お客様番号

申請者 住 所

氏 名

Ⓢ

(署名・捺印)

この度、給水工事を申し込むにあたり、給水装置工事施行指針により、分岐箇所から撤去するよう指導を受けましたが、民地内既設管の分岐箇所が.....のため現状ではチーズ撤去出来かねますので、敷地境でのキャップ止めで承認してください。

なお、残存した給水装置の維持管理については、私の責において対処し企業団には一切苦情・異議申し立てをしません。

また、この給水装置の使用者又は所有者を変更する場合についても、私が責任を持って本条件を継承させます。

※に非撤去の事由を必ず記入

《既設民地布設管使用》

念 書

令和 年 月 日

(宛先) 佐久水道企業団企業長

お客様番号

申請者 住 所

氏 名

㊞

(署名・捺印)

この度、給水工事を申し込むにあたり、私の所有する給水装置が隣接民有地に布設されていることを承知のうえ、私の都合により現状では変更出来かねますので、この給水装置（既設管）を使用して工事を施工することを承認してください。

なお、この給水装置の維持管理及び土地所有者からの移設、修繕等の要請がでた場合は、私の責において対処し企業団には一切苦情・異議申し立てをしません。

また、この給水装置の使用者又は所有者を変更する場合についても、私が責任を持って本条件を継承させます。

誓約書

令和 年 月 日

(宛先) 佐久水道企業団企業長

お客様番号

申請者 住所

氏名

印

(署名・捺印)

この度、当社にて宅地分譲を行う.....番地に布設する給水工事を申し込むにあたり、将来 土地所有者が異なる民有地内に給水管を埋設することについて、下記の内容を承諾したうえで、給水装置工事を申し込むことを誓約します。

記

- ① 民有地内に布設した給水装置の修繕など、維持管理の一切を当方の責において対処します。
- ② 土地の売買後、この給水装置について土地所有者間に紛争が生じた場合は、当方の責において解決し、企業団には一切苦情・異議申し立てをしません。
- ③ 給水装置の所有者又は使用者を変更する場合は、申請者が責任をもって本誓約書の内容を継承させます。

念 書

令和 年 月 日

(宛先) 佐久水道企業団企業長

お客様番号

申請者 住 所

氏 名

Ⓔ

(署名・捺印)

この度、給水工事を申し込むにあたり、給水装置工事施行指針により給水装置工事の設計範囲の全てを申請するよう指導を受けましたが、現状では屋内工事及び指定給水装置工事事業者が未定の為、1栓工事（1栓出し）を承認して下さい。

なお、屋内工事の内容が決定次第、速やかに改造工事申請を届け出、無断改造等のないことを約束致します。

また、この給水装置の使用者又は所有者を変更する場合についても、私が責任を持って本条件を継承させます。

念 書

令和 年 月 日

(宛先) 佐久水道企業団企業長

お客様番号

申請者 住 所

氏 名

㊞

(署名・捺印)

この度、給水工事を申し込むにあたり、給水装置工事施行指針により給水装置工事の設計範囲の全てを申請するよう指導を受けましたが、現状では屋内工事及び指定給水装置工事事業者が未定の為、止水栓工事（止水栓出し）を承認して下さい。

なお、屋内工事の内容が決定次第、速やかに新設工事申請を届け出、無断工事等のないことを約束すると共に、この給水装置の維持管理については、私の責において対処し企業団には一切苦情・異議申し立てしません。

また、この給水装置の使用者又は所有者を変更する場合についても、私が責任を持って本条件を継承させます。

既設給水設備使用誓約書

令和 年 月 日

(宛先) 佐久水道企業団企業長

お客様番号

申請者 住 所

氏 名

Ⓜ

(署名・捺印)

この度、給水工事を申し込むにあたり、既設給水設備の使用について、下記の内容を承諾したうえで、給水装置工事を申し込むことを誓約します。

記

- ① 水道法施行令第6条第1項第6号により、給水装置と井戸設備とは完全に切り離し、いかなる方法であっても接続共用しません。
- ② 既設給水設備を利用するため、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令については確認出来かねますので、既設給水設備に起因する水漏れ、変形、破損その他の異常については、私の責において対処し企業団には一切苦情・異議申し立てをしません。
- ③ 企業団から既設給水設備の取替え等改善指示を受けたときは、私の費用で速やかに改善します。
- ④ 給水装置の使用者又は所有者を変更する場合は、私が責任を持って本誓約書の内容を継承させます。

寄付採納願

令和 年 月 日

(宛先) 佐久水道企業団企業長

お客様番号
申請者 住 所
氏 名 (印)
(署名・捺印)

この度、公道に布設した私方所有の水道管を下記のとおり企業団に無償で寄付しますので採納をお願いします。

記

① 水道管の布設場所（物件所在地）

.....番地 先から
.....番地 先まで

② 寄付対象物件

水道管等の名称	口径(mm)	延長 (m)

③ 理由

- ・国、県、市、町道に布設する寄付対象物件について、道路管理者との道路占用に関する一切の責務を企業団に委任するため。
- ・公道部分の給水装置又は配水施設等について、道路管理者の占用工事検査合格後から一切の維持管理を企業団に委任するため。

④ 条件

寄付採納後の所有権を一切放棄し企業団の所有とし、他に給水しても何ら異議申し立てをしません。

私設メータ設置誓約書

令和 年 月 日

(宛先) 佐久水道企業団企業長

お客様番号

申請者 住 所

氏 名

Ⓜ

(署名・捺印)

この度、給水工事を申し込むにあたり、設置する私設メータについて、下記の内容を承諾したうえで、給水装置工事を申し込むことを誓約します。

記

- ① 私設メータの設置に関することは、佐久水道企業団指定給水装置工事事業者が施行すること。
- ② 私設メータの設置及び維持管理に関する一切の費用は、申請者が負担すること。
- ③ 企業団は、私設メータの検針やこれに伴う料金徴収を行わないこと。
- ④ 私設メータの設置に伴う諸問題は、申請者の責任において解決し、企業団へ異議を申し出ないこと。
- ⑤ 「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」第1条及び第2条に規定する耐圧及び浸出等に関する基準に適合する水道メータであること。
- ⑥ 設置位置は、企業団の貸与公設メータの下流側とすること。
- ⑦ 企業団の貸与公設メータと容易に判別できる措置として、私設メータに設置するメータボックスは、貸与公設メータ用ボックス（企業団指定品）と異なる物とすること。
- ⑧ 私設メータに起因する水漏れ、変形、破損その他の異常については、水道料金減免措置の対象外とすること。
- ⑨ 私設メータは、貸与公設メータ1器に対し、原則として1器までの設置とすること。
(下水道算定用を含む場合には複数器可とする。)
- ⑩ 給水装置の使用者又は所有者を変更する場合は、申請者が責任を持って本誓約書の内容を継承すること。

念 書

令和 年 月 日

(宛先) 佐久水道企業団企業長

お客様番号

申請者 住 所

氏 名

Ⓜ

(署名・捺印)

規定位置に布設できない理由.....

この度、給水工事を申し込むにあたり、給水装置工事施行指針により、本来は構造物の下の通過を避けること等により漏水時の修理を容易にするべきですが上記の理由により布設できません。

今後、構造物下で漏水や不具合が生じた場合、当方で速やかに対処すると共に、企業団には一切苦情・異議及び減免措置の申し立てをしません。

また、この給水装置の使用者又は所有者を変更する場合についても、私が責任を持って本条件を継承させます。

念 書

令和 年 月 日

(宛先) 佐久水道企業団企業長

お客様番号
申請者 住 所

氏 名 ㊟
(署名・捺印)

この度、給水工事を申し込むにあたり、土地所有者の同意を得た民地内に給水管を布設することを承認してください。

なお、この給水装置の維持管理及び土地所有者からの移設、修繕等の要請がでた場合は、私の責において対処し企業団には一切苦情・異議申し立てをしません。

また、この給水装置の使用者又は所有者を変更する場合についても、私が責任を持って本条件を継承させます。

土地 使用 同意 書

(以下「甲」と称す)と
件土地」という)の貸借について次のとおり取り決める。

(以下「乙」と称す)とは、甲の所有する次の土地(以下「本

土地の表示
所在地 長野県

- 第一条 甲は、乙が水道を布設するにあたり、本件土地の地中に水道管を通すことを承諾する。
- 第二条 乙は、甲の指示に従い水道管を深さ m、位置を 側の境界より mに布設するものとする。
- 第三条 乙は、水道管の故障などにより甲の土地に立ち入る必要がある場合、必ず許可を得るものとする。
- 第四条 本件土地に布設した水道管の事故に起因した損害が発生した場合、甲・乙の協議により解決するものとする。
- 第五条 甲・乙共に本件土地の所有者が変わった場合、および世代交代の後においても、本同意書の内容を有効とする。

以上の通り同意したので、本同意書二通を作成し、甲乙署名捺印のうえ各一通これを保有する。

令和 年 月 日

貸主 (甲) 住所

氏名

印

借主 (乙) 住所

氏名

印

※ 署名は必ず本人が自署して下さい。

※ 添付資料①土地の公図の写し ②登記簿の写し

念 書

令和 年 月 日

(宛先) 佐久水道企業団企業長

お客様番号

申請者 住 所

氏 名

㊟

(署名・捺印)

この度、給水工事を申し込むにあたり、本来であれば道路通行部分に水道管を布設するよう指導を受けましたが、私の都合で現状では布設出来かねますので、道路管理者の承諾を得て道路法面に水道管を布設したく道路占用は、私個人名で申請致しますので承認してください。

なお、この給水装置の維持管理及び道路管理者からの移設、修繕等の要請がでた場合は、私の責において対処し企業団には一切苦情・異議申し立てをしません。

また、この給水装置の使用者又は所有者を変更する場合についても、私が責任を持って本条件を継承させます。